

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項第一号中「三十一万円」を「三十一万八千円」に改める。

第二十条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十条の四第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

第二十一条第一項中「四千四百円」を「四千七百元」に、「六千六百元」を「七千五百円」に改め、同項ただし書中「七千四百円」を「七千七百元」に、「一万千円」を「一万千五百円」に改める。

第二十二条の五第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第二十二条の六第二項中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一（第四条）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円									
定年前任用 短時間勤務 職員及び 任期職員 以外の職 員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100				
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600				
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100				
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400				
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700				
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900				
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100				
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400				
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700				
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900				
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100				
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900				
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700				
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500				
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100				
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700				
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300				
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900				
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600				
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400				
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800				
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500				
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000				
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400				
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800				
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200				
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600				
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900				
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200				
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500				

41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700	397,000			
87	266,500	306,100	356,100	397,400			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

別表第二(第四条)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	給料							給料月額 円	
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級		8 級
定年前任用短時間勤務職員以外の職員	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700		
18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400		
19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100		
20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700		
21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100		
22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800		
23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500		
24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200		
25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600		
26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100		
27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700		
28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300		
29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900		
30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600		
31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100		
32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600		
33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100		
34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400		
35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700		
36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100		
37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400		
38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600		
39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900		
40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100		

41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400
42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600
43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000
45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	
72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800		
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100		
76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300		
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500		
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800		
79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100		
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300		
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500		
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800		
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100		
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300		
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500		
86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100			
87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500			

88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900
89	314,600	334,100	360,100	400,300	
90	315,300	335,400	361,300	400,800	434,200
91	316,000	336,600	362,500	401,300	
92	316,700	337,800	363,800	401,800	
93	317,200	339,000	365,100	402,200	
94	318,100	340,300	366,600	402,600	
95	319,000	341,500	368,100	403,100	
96	319,800	342,700	369,500	403,600	
97	320,500	343,900	370,800	404,000	
98	321,400	345,200	372,000	404,500	
99	322,300	346,400	373,100	405,000	
100	323,200	347,600	374,300	405,400	
101	324,100	349,000	375,400	405,700	
102	325,100	349,900	376,500	406,100	
103	326,100	350,900	377,600	406,500	
104	327,000	352,000	378,700	406,800	
105	327,800	353,100	379,900	407,100	
106	328,400	354,200	380,400	407,600	
107	329,000	355,200	381,000	408,100	
108	329,600	356,200	381,600	408,600	
109	330,100	357,400	382,200	408,900	
110	330,600	358,400	382,700	409,400	
111	331,000	359,400	383,100	409,900	
112	331,500	360,300	383,600	410,400	
113	332,300	361,200	384,000	410,700	
114	332,900	362,100	384,400	411,200	
115	333,600	363,000	384,900	411,700	
116	334,200	364,000	385,400	412,200	
117	334,800	365,000	385,800	412,600	
118	335,500	365,400	386,300	413,100	
119	336,200	366,000	386,900	413,500	
120	336,900	366,600	387,400	414,000	
121	337,500	366,900	387,600	414,400	
122	337,800	367,300	388,100		
123	338,300	367,700	388,600		
124	338,800	368,100	389,000		
125	339,100	368,500	389,500		
126		368,900	390,000		
127		369,300	390,500		
128		369,700	391,000		
129		370,100	391,300		
130		370,500	391,800		
131		370,900	392,300		
132		371,300	392,800		
133		371,500	393,100		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員 備考	134		372,000	393,600																
	135		372,300	394,000																
	136		372,600	394,400																
	137		372,900	394,700																
	138		373,300	395,100																
	139		373,800	395,600																
	140		374,300	396,100																
	141		374,600	396,400																
	142		375,100																	
	143		375,600																	
	144		376,100																	
	145		376,400																	

この表は、警察官である職員に適用する。

別表第三(第四条)

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級の号	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	275,700 円	354,200 円	408,200 円	475,300 円
	2	277,900	355,800	409,800	484,100
	3	280,000	357,400	411,100	492,700
	4	281,900	358,900	412,300	501,100
	5	283,700	360,400	413,500	509,500
	6	285,200	362,000	414,500	517,500
	7	286,700	363,600	415,500	525,000
	8	288,200	365,100	416,400	532,200
	9	290,000	366,500	417,300	539,100
	10	291,900	368,500	418,300	545,000
	11	293,700	370,500	419,400	549,600
	12	295,600	372,400	420,500	553,000
	13	297,600	374,200	421,500	556,400
	14	299,600	375,800	422,600	559,500
	15	301,600	377,400	423,600	562,400
	16	303,600	378,800	424,600	564,900
	17	305,500	380,100	425,600	567,000
	18	308,000	381,600	426,700	
	19	310,700	382,800	427,800	
	20	313,300	384,100	428,900	
	21	315,900	385,400	429,900	
	22	318,300	386,600	431,000	
	23	320,700	387,800	432,100	
	24	322,900	388,900	433,200	
	25	325,100	390,000	434,100	
	26	327,100	391,300	435,200	
	27	329,100	392,600	436,200	
	28	331,100	393,900	437,200	
	29	333,100	395,100	438,100	
	30	335,000	396,400	439,200	
	31	336,900	397,700	440,200	
	32	338,800	398,900	441,300	
	33	340,600	400,100	442,300	
	34	342,500	401,300	443,500	
	35	344,400	402,500	444,600	
	36	346,300	403,600	445,800	
	37	348,000	404,600	446,500	
	38	349,200	405,800	447,400	
	39	350,300	406,900	448,300	

40	351,300	407,900	449,100
41	351,800	409,000	449,900
42	352,200	410,200	450,800
43	352,600	411,300	451,600
44	352,900	412,400	452,300
45	353,400	413,300	453,000
46	353,900	414,300	453,900
47	354,400	415,300	454,800
48	354,700	416,200	455,700
49	355,000	417,400	456,600
50	355,300	418,700	457,500
51	355,600	420,100	458,500
52	355,900	421,400	459,400
53	356,300	422,200	460,400
54	356,600	423,200	461,400
55	357,000	424,200	462,300
56	357,300	425,300	463,300
57	357,600	426,200	464,200
58	358,000	426,900	465,100
59	358,300	427,700	466,000
60	358,700	428,400	467,000
61	359,000	429,100	467,800
62	359,300	429,900	468,200
63	359,700	430,700	468,800
64	360,000	431,300	469,400
65	360,300	431,900	470,000
66	360,700	432,200	470,700
67	361,000	432,500	471,000
68	361,400	432,800	471,600
69	361,800	433,100	472,000
70	362,100	433,400	472,300
71	362,500	433,600	472,600
72	362,900	433,900	472,900
73	363,200	434,100	473,200
74	363,600	434,300	
75	364,000	434,600	
76	364,400	434,900	
77	364,700	435,100	
78	365,100	435,300	
79	365,500	435,600	
80	366,000	435,900	
81	366,500	436,100	
82	367,100	436,300	
83	367,800	436,600	
84	368,400	436,900	
85	369,000	437,100	
86	369,600	437,400	

87	370,200	437,700		
88	370,800	437,900		
89	371,300	438,100		
90	371,700	438,400		
91	372,000	438,700		
92	372,400	438,900		
93	372,800	439,100		
94	373,200			
95	373,600			
96	374,000			
97	374,600			
98	375,100			
99	375,500			
100	376,000			
101	376,400			
102	376,900			
103	377,200			
104	377,500			
105	378,000			
106	378,400			
107	378,900			
108	379,400			
109	379,800			
110	380,300			
111	380,700			
112	381,100			
113	381,500			
114	381,900			
115	382,300			
116	382,700			
117	383,100			
118	383,500			
119	383,900			
120	384,300			
121	384,600			
122	385,000			
123	385,400			
124	385,700			
125	386,100			
126	386,600			
127	387,100			
128	387,500			
129	387,900			

定年前任用 短時間勤務 職員	基準額		基準額		基準額		基準額	
	給料	月額	給料	月額	給料	月額	給料	月額
		円		円		円		円
		298,500		309,800		332,500		419,500

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職給料表(二)						
職員の区分	職務の級 号 給	給料月額				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	1	216,000 円	234,600 円	332,500 円	361,900 円	448,100 円
	2	218,400	237,000	334,300	363,400	449,400
	3	220,700	239,400	336,100	364,900	450,600
	4	223,100	241,900	337,800	366,300	451,900
	5	225,300	244,300	339,400	367,700	453,000
	6	227,700	246,700	341,300	369,000	454,100
	7	229,900	249,100	343,200	370,300	455,300
	8	232,100	251,600	345,000	371,700	456,500
	9	234,300	254,000	346,800	373,100	457,800
	10	236,600	255,600	348,800	374,400	459,000
	11	238,800	257,200	350,600	375,700	460,100
	12	241,000	258,800	352,300	376,900	461,200
	13	243,300	260,400	354,000	378,100	462,400
	14	245,400	261,800	355,700	379,400	463,200
	15	247,500	263,200	357,200	380,600	464,000
	16	249,600	264,600	358,800	381,800	464,900
	17	251,700	266,000	360,400	382,800	465,800
	18	253,600	267,200	361,700	384,000	466,200
	19	255,300	268,400	362,900	385,200	466,700
	20	256,900	269,600	364,000	386,300	467,200
	21	258,600	270,900	365,300	387,300	467,700
	22	259,800	272,000	366,700	388,500	468,100
	23	261,100	273,100	368,100	389,700	468,600
	24	262,300	274,300	369,400	390,800	469,100
	25	263,500	275,600	370,600	391,800	469,600
	26	264,500	277,200	372,000	393,000	470,000
	27	265,600	278,900	373,300	394,100	470,500
	28	266,700	280,600	374,600	395,200	471,000
	29	267,900	282,300	375,800	396,300	471,500
	30	269,000	284,300	377,200	397,500	471,900
	31	270,100	286,500	378,500	398,700	472,400
	32	271,100	288,700	379,800	399,800	472,900
	33	272,200	290,900	381,100	400,800	473,400
	34	273,100	293,100	382,300	401,900	
	35	274,100	295,300	383,400	403,100	
	36	275,200	297,400	384,600	404,300	
	37	276,500	299,400	385,800	405,500	
	38	277,400	301,300	387,000	406,800	
	39	278,400	303,200	388,200	407,900	
	40	279,500	305,000	389,300	409,100	
	41	280,800	306,700	390,400	410,200	
	42	282,000	308,600	391,600	411,500	

43	283,400	310,400	392,800	412,500
44	284,600	312,100	393,900	413,600
45	285,700	313,700	395,000	414,800
46	286,600	315,500	396,300	416,000
47	287,500	317,200	397,500	417,200
48	288,500	318,800	398,600	418,400
49	289,000	320,300	399,500	419,500
50	289,900	322,000	400,700	420,500
51	290,600	323,800	401,700	421,800
52	291,600	325,500	402,800	423,000
53	292,200	326,700	403,600	424,200
54	293,100	328,600	404,700	425,300
55	293,900	330,400	405,700	426,400
56	294,900	332,100	406,700	427,500
57	295,400	333,600	407,800	428,500
58	296,400	335,500	408,800	429,700
59	297,400	337,200	409,900	430,900
60	298,100	338,900	411,000	432,100
61	298,600	340,600	412,000	432,700
62	299,300	342,300	413,100	433,500
63	300,100	344,000	414,200	434,200
64	300,800	345,700	415,200	434,700
65	301,600	347,400	416,100	435,000
66	302,400	348,700	417,000	435,300
67	303,000	350,000	418,000	435,700
68	303,600	351,300	419,000	436,100
69	304,400	352,800	419,800	436,400
70	305,100	354,300	420,600	436,800
71	305,600	355,800	421,300	437,100
72	306,300	357,300	422,100	437,400
73	306,800	358,600	422,800	437,700
74	307,500	360,100	423,400	438,000
75	308,200	361,600	424,100	438,300
76	308,700	363,000	424,800	438,600
77	309,300	364,400	425,400	438,800
78	310,000	365,900	426,100	439,100
79	310,600	367,400	426,600	439,400
80	311,200	368,900	427,200	439,600
81	311,700	370,200	427,600	439,800
82	312,300	371,500	428,000	440,100
83	312,900	372,800	428,300	440,400
84	313,400	374,000	428,500	440,600
85	313,800	375,200	428,700	440,800
86	314,300	376,400	429,000	441,100
87	314,800	377,500	429,300	441,400
88	315,200	378,600	429,500	441,600

89	315,600	379,600	429,700	441,800
90	316,100	380,700	430,000	
91	316,500	381,800	430,300	
92	317,000	382,900	430,500	
93	317,300	384,000	430,700	
94	317,900	385,100	431,000	
95	318,400	386,100	431,300	
96	318,800	387,200	431,500	
97	319,100	388,200	431,700	
98	319,500	389,200		
99	319,900	390,100		
100	320,400	391,000		
101	320,800	391,800		
102	321,100	392,800		
103	321,400	393,600		
104	321,700	394,500		
105	321,900	395,300		
106	322,200	396,200		
107	322,500	397,100		
108	322,800	398,000		
109	323,000	398,800		
110	323,200	399,800		
111	323,500	400,700		
112	323,800	401,600		
113	324,000	402,200		
114	324,200	403,100		
115	324,400	404,000		
116	324,700	404,900		
117	325,000	405,700		
118	325,200	406,400		
119	325,500	407,200		
120	325,800	408,000		
121	326,000	408,600		
122	326,200	409,300		
123	326,400	410,000		
124	326,700	410,600		
125	327,000	411,200		
126	327,200	411,900		
127	327,400	412,400		
128	327,700	413,000		
129	327,900	413,600		
130	328,100	414,200		
131	328,400	414,700		
132	328,700	415,200		
133	328,900	415,500		
134	329,100	415,800		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	135	329,400	416,000			
	136	329,700	416,300			
	137	329,900	416,600			
	138	330,100	416,900			
	139	330,400	417,200			
	140	330,700	417,500			
	141	330,900	417,800			
	142	331,100	418,100			
	143	331,400	418,400			
	144	331,700	418,700			
	145	331,900	418,900			
	146	332,100	419,200			
	147	332,400	419,500			
	148	332,700	419,700			
	149	332,900	419,900			
	150	333,100	420,200			
151	333,400	420,500				
152	333,700	420,700				
153	333,900	420,900				
154	334,100	421,200				
155	334,400	421,500				
156	334,700	421,700				
157	334,900	421,900				
158	335,100	422,200				
159	335,400	422,500				
160	335,700	422,700				
161	335,900	422,900				
任期 付職 員		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
		247,500	266,000	332,500	344,900	432,700

備考

- この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額には、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四 (第四条)

研究職 給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	

41	262,600	322,100	386,400	444,700
42	263,900	322,600	387,600	446,000
43	265,300	323,100	388,800	447,400
44	266,700	323,500	390,000	448,700
45	268,200	323,900	390,700	449,500
46	269,500	324,400	391,700	450,300
47	270,700	324,900	392,500	451,200
48	271,900	325,300	393,200	452,100
49	273,100	325,700	393,900	452,900
50	274,200	326,100	394,600	453,700
51	275,300	326,400	395,200	454,300
52	276,400	326,900	395,800	455,100
53	277,400	327,300	396,400	455,500
54	278,500	327,700	397,100	456,100
55	279,500	328,100	397,900	456,600
56	280,500	328,400	398,700	457,100
57	281,500	328,800	399,300	457,600
58	282,200	329,100	400,100	458,200
59	282,700	329,500	400,800	458,700
60	283,300	329,800	401,500	459,200
61	283,900	330,200	402,100	459,700
62	284,500	330,700	402,800	460,300
63	285,100	331,300	403,400	460,800
64	285,600	331,800	404,100	461,300
65	286,200	332,200	404,800	461,800
66	286,700	332,800	405,400	
67	287,300	333,300	406,000	
68	287,800	333,900	406,700	
69	288,400	334,400	407,400	
70	289,100	334,900	407,900	
71	289,700	335,400	408,500	
72	290,300	336,000	409,100	
73	290,900	336,500	409,600	
74	291,500	337,200	410,200	
75	292,100	337,900	410,800	
76	292,800	338,600	411,300	
77	293,400	339,200	411,800	
78	294,100	339,800	412,300	
79	294,800	340,500	412,800	
80	295,300	341,200	413,500	
81	295,900	341,900	413,900	
82	296,500	342,600		
83	297,200	343,200		
84	297,800	343,800		
85	298,300	344,300		
86	298,900	344,800		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	87	299,600	345,200			
	88	300,200	345,600			
	89	300,700	345,900			
	90	301,300	346,400			
	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
99	306,400	350,000				
100	306,900	350,500				
101	307,300	351,000				
102	307,700	351,500				
103	308,000	351,900				
104	308,400	352,400				
105	308,800	352,800				
106	309,200	353,200				
107	309,600	353,700				
108	309,900	354,100				
109	310,100	354,600				
110	310,500					
111	310,800					
112	311,000					
113	311,300					
114	311,600					
115	311,900					
116	312,200					
117	312,400					
118	312,700					
119	312,900					
120	313,200					
121	313,500					
	基 進 給料月額 円	基 進 給料月額 円	基 進 給料月額 円	基 進 給料月額 円	基 進 給料月額 円	基 進 給料月額 円
	230,200	273,400	299,200	343,000	403,400	

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 (第四条)

医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級の号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	1	305,600 円	415,600	470,300 円	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	

40	406,700	478,000	535,300	
41	408,200	479,600	536,300	
42	408,900	480,800	537,100	
43	409,500	481,900	537,900	
44	410,100	483,000	538,700	
45	410,900	484,000	539,600	
46	411,500	484,900	540,400	
47	412,100	485,800	541,200	
48	412,600	486,600	541,900	
49	413,100	487,300	542,700	
50	413,500	488,000	543,500	
51	414,000	488,700	544,200	
52	414,400	489,300	545,100	
53	414,800	489,900	546,000	
54	415,100	490,600	546,800	
55	415,400	491,200	547,700	
56	415,800	491,800	548,600	
57	416,100	492,100	549,400	
58	416,500	492,700	550,200	
59	416,800	493,300	551,000	
60	417,200	494,000	551,700	
61	417,600	494,400	552,500	
62	417,900	495,000	553,400	
63	418,200	495,700	554,300	
64	418,500	496,400	555,200	
65	418,800	496,800	556,000	
66		497,400	556,900	
67		498,000	557,800	
68		498,500	558,700	
69		499,000	559,500	
70		499,500	560,400	
71		500,000	561,300	
72		500,500	562,200	
73		500,900	563,000	
74		501,400		
75		501,800		
76		502,200		
77		502,700		
78		503,300		
79		503,800		
80		504,200		
81		504,700		
82		505,300		
83		505,900		
84		506,400		
85		506,900		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給 料 月 額 準 額		基 給 料 月 額 準 額		基 給 料 月 額 準 額		基 給 料 月 額 準 額	
	円	円	円	円	円	円	円	円
	312,900		356,500		412,800		488,500	
任期 付職 員	給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
	円	円	円	円	円	円	円	円
	328,300		387,800		425,200		523,200	

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)		職員の区分							
職員の区分	職務の級	職員の区分							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額							
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200	
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600	
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900	
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200	
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500	
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900	
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300	
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500	
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900	
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200	
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600	
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000	
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400	
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500	
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600	
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800	
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900	
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800	
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700	
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600	
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600	
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200		
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600		
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300		
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800		
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200		
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600		
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000		
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400		
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800		
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100		
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400		
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700		
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000		
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300		
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600		
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900		
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800			
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100			
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400			
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700			
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員及
び任
期付
職員
以外
の職
員

43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,100
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,400
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,700
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	423,900
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	424,100
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,400
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,700
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	424,900
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
78	265,000	301,000	338,100	359,700		
79	265,300	301,200	338,500	359,900		
80	265,500	301,500	339,000	360,200		
81	265,700	301,800	339,500	360,700		
82	266,000	302,000	339,800	361,000		
83	266,300	302,300	340,000	361,300		
84	266,500	302,600	340,300	361,600		
85	266,700	302,800	340,700	362,000		
86		303,000	341,100	362,300		
87		303,200	341,400	362,600		
88		303,400	341,700	362,900		

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
定年前任用短時間勤務職及び任期職員以外の職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	

43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,700
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,100
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	450,400
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	450,700
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	451,100
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	451,500
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	451,800
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	452,100
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	452,500
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		

89	297,200	325,500	362,800	381,300
90	297,700	326,500	363,400	381,800
91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400
93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100		
115	307,800	339,400		
116	308,000	339,700		
117	308,300	339,900		
118	308,500	340,200		
119	308,800	340,500		
120	309,100	340,700		
121	309,400	340,900		
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	136	313,700	345,200						
	137	313,900	345,500						
	138	314,200	345,900						
	139	314,500	346,300						
	140	314,800	346,700						
	141	315,000	347,000						
	142	315,300	347,400						
	143	315,700	347,700						
	144	316,000	348,100						
	145	316,200	348,400						
	146	316,400							
	147	316,700							
	148	317,000							
	149	317,200							
	150	317,400							
151	317,700								
152	318,000								
153	318,400								
154	318,600								
155	318,800								
156	319,100								
157	319,400								
任期 付職 員		給料月額 円							
		235,900	266,900	286,800	296,900	318,400	350,800	391,200	
		給料月額 円							
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000	
		給料月額 円							
		235,900	266,900	286,800	296,900	318,400	350,800	391,200	
		給料月額 円							
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六 (第四条)

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員	1	233,100 円	291,100 円	333,000 円	379,900 円	422,900 円
	2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000
	3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100
	4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200
	5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100
	6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500
	7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900
	8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200
	9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500
	10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800
	11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000
	12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200
	13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400
	14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600
	15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700
	16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800
	17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800
	18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800
	19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900
	20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000
	21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900
	22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700
	23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600
	24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400
	25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300
	26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200
	27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000
	28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800
	29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200
	30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700
	31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300
	32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800
	33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300
	34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600
	35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000
	36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400
	37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700
	38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200
	39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800
	40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400

41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000
42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700
43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300
44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900
45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200
46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800
47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400
48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000
49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400
50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700
51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000
52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200
53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400
54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600
55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900
56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200
57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400
58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700
59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000
60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200
61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400
62	301,900	335,900	386,300	440,600	
63	302,200	336,200	386,600	441,100	
64	302,400	336,400	386,900	441,600	
65	302,600	336,600	387,100	442,100	
66	302,800	336,900	387,300	442,700	
67	303,000	337,200	387,600	443,200	
68	303,300	337,400	387,900	443,800	
69	303,600	337,600	388,200	444,300	
70			388,400	444,800	
71			388,700	445,400	
72			389,000	446,000	
73			389,300	446,300	
74			389,700	446,900	
75			390,100	447,500	
76			390,500	448,000	
77			390,900	448,400	
78			391,300	448,900	
79			391,800	449,600	
80			392,300	450,300	
81			392,700	450,500	
82			393,100		
83			393,500		
84			393,900		
85			394,400		
86			394,900		
87			395,400		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	88			395,900		
	89	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円	基準 給料月額 円
任期 付職 員	90			396,200		
	91	233,500	264,600	396,600	396,900	
備考	92			397,300		
	93	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	94	246,200	297,900	324,100	366,000	394,200
	95					
	96					
	97			399,600		

この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第七(第四条)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	給料月額					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
定年前任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員	1	212,700 円	267,600 円	299,600 円	325,700 円	366,800 円	420,700 円
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	

41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700
42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900
43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200
44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500
45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800
46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100
47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400
48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700
49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900
50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200
51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400
52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700
53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900
54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200
55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500
56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800
57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000
58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300
59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600
60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800
61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000
62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300
63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600
64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800
65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000
66	270,300	326,700	353,100	400,400	
67	270,600	327,500	353,500	401,000	
68	270,900	328,300	354,000	401,500	
69	271,300	328,900	354,200	401,900	
70	271,600	329,400	354,700	402,400	
71	271,900	329,900	355,100	402,900	
72	272,300	330,400	355,500	403,400	
73	272,700	330,800	355,800	403,900	
74	273,000	331,300	356,200	404,300	
75	273,400	331,800	356,700	404,600	
76	273,700	332,300	357,100	404,900	
77	274,000	332,600	357,300	405,100	
78	274,400	332,900	357,600	405,300	
79	274,800	333,300	358,000	405,600	
80	275,100	333,600	358,400	405,900	
81	275,300	333,900	358,700	406,100	
82	275,600	334,200	359,000	406,400	
83	276,000	334,400	359,400	406,700	
84	276,300	334,700	359,800	406,900	
85	276,500	335,100	360,100	407,100	
86	276,800	335,500	360,500	407,400	
87	277,200	335,800	360,900	407,700	

88	277,500	336,000	361,100	407,900
89	277,800	336,500	361,400	408,100
90	278,100	336,900		
91	278,400	337,100		
92	278,700	337,400		
93	279,000	337,800		
94	279,400	338,200		
95	279,800	338,500		
96	280,100	338,800		
97	280,300	339,000		
98	280,700	339,300		
99	281,000	339,600		
100	281,300	339,900		
101	281,600	340,300		
102	281,900	340,500		
103	282,200	340,800		
104	282,500	341,200		
105	282,700	341,600		
106	282,900	341,900		
107	283,200	342,200		
108	283,500	342,500		
109	283,800	342,800		
110	284,100	343,200		
111	284,400	343,500		
112	284,600	343,700		
113	284,900	343,900		
114	285,100	344,200		
115	285,400	344,400		
116	285,800	344,700		
117	286,100	344,900		
118	286,400			
119	286,700			
120	287,000			
121	287,200			
122	287,400			
123	287,800			
124	288,100			
125	288,300			
126	288,600			
127	288,900			
128	289,300			
129	289,500			
130	289,900			
131	290,300			
132	290,600			
133	290,800			

定年前任用 短時間勤務 職員	134	291,100					
	135	291,500					
	136	291,800					
	137	292,000					
	138	292,300					
	139	292,600					
	140	292,900					
	141	293,100					
	142	293,300					
	143	293,500					
	144	293,700					
	145	294,100					
	146	294,300					
	147	294,600					
	148	294,900					
149	295,200						
150	295,400						
151	295,700						
152	295,900						
153	296,200						
任期 付職員		214,100	254,800	269,600	304,400	331,900	374,800
	給料月額 円						
		233,500	260,200	290,000	310,700	341,800	383,400
	給料月額 円						

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第九を次のように改める。

別表第九（第十一条第二項第二号）

普通自動車等使用者等に係る通勤手当の月額表

職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
4km未満	円 2,000	円 2,000
4km以上6km未満	4,240	4,240
6km以上8km未満	5,270	5,110
8km以上10km未満	6,300	5,980
10km以上12km未満	7,340	6,840
12km以上14km未満	8,650	8,150
14km以上16km未満	9,980	9,460
16km以上18km未満	11,310	10,770
18km以上20km未満	12,640	12,080
20km以上22km未満	13,960	13,390
22km以上24km未満	15,240	14,660
24km以上26km未満	16,510	15,930
26km以上28km未満	17,780	17,200
28km以上30km未満	19,050	18,470
30km以上32km未満	20,320	19,730
32km以上34km未満	21,520	20,840
34km以上36km未満	22,720	21,950
36km以上38km未満	23,910	23,060
38km以上40km未満	25,100	24,170
40km以上42km未満	26,290	25,280
42km以上44km未満	27,480	25,280
44km以上46km未満	28,670	25,280
46km以上48km未満	29,860	25,280
48km以上50km未満	31,050	25,280
50km以上52km未満	32,230	25,280
52km以上54km未満	33,540	25,280
54km以上56km未満	34,850	25,280
56km以上58km未満	36,160	25,280
58km以上60km未満	37,460	25,280
60km以上62km未満	38,760	25,280
62km以上64km未満	40,530	25,280
64km以上66km未満	42,300	25,280
66km以上68km未満	44,070	25,280
68km以上70km未満	45,840	25,280
70km以上72km未満	47,610	25,280
72km以上74km未満	49,000	25,280
74km以上76km未満	50,390	25,280
76km以上78km未満	51,780	25,280
78km以上80km未満	53,160	25,280
80km以上82km未満	54,540	25,280
82km以上84km未満	55,790	25,280

84km以上86km未満	57,040	25,280
86km以上88km未満	58,290	25,280
88km以上90km未満	59,540	25,280
90km以上92km未満	60,790	25,280
92km以上94km未満	62,080	25,280
94km以上96km未満	63,360	25,280
96km以上98km未満	64,640	25,280
98km以上100km未満	65,920	25,280
100km 以上	67,200	25,280

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十・二五」に改める。

第二十条の四第二項第一号中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

第二十二条の五第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

第二十二条の六第二項中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第五条第三項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第八条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の九十五」を「百分の九十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の九十」に改める。

第六条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の九十」を「百分の八十八・七五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第九項の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第八条の三第

一項第一号、第二十一条第一項、別表第一から別表第七まで及び別表第九の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第三条の規定（任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第六条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は令和七年四月一日から、第一条の規定（給与条例第八条の三第一項第一号、第二十一条第一項、別表第一から別表第七まで及び別表第九の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（附則第五項及び第六項において「改正後の条例」という。）の規定、第三条の規定（任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第五条の規定（任期付職員条例第八条第二項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和七年四月一日前の異動者の号給の調整）

3 令和七年四月一日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第五条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和七年十二月の支給に係る第一号会計年度任用職員の期末手当等の額の特例）

5 給与条例第二十二条の五第一項に規定する第一号会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に限る。）に対する令和七年十二月の支給に係る期末手当に関する改正後の条例第二十三条の五第二項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の百二十五」とする。

6 給与条例第二十二条の六第一項に規定する第一号会計年度任用職員（この条例の施行の日前の在職期間が任命権者が定める期間に満たない者その他の任命権者が定める者に

限る。) に対する令和七年十二月の支給に係る勤勉手当に関する改正後の条例第二十二
条の六第二項の規定の適用については、同項中「百分の百七・五」とあるのは、「百分
の百五」とする。

(人事委員会への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、
人事委員会の定めるところによる。

(特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

8 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年千葉県条例第
二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

9 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第三条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一
号）の一部を次のように改正する。

別表第六十号上欄ヲ中「第三百三十七条の十二第六項及び第七項」を「第三百三十七条の十
二第十一項及び第十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十二号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する
条例等の一部を改正する条例の制定について

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例等の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する
条例等の一部を改正する条例

(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第一条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十四
年千葉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八号を次のように改める。

八 削除

別表第一中第十五号を削り、第十五号の二を第十五号とし、第十六号を次のように改
める。

十六 削除

別表第一第三十六号から第三十八号までを次のように改める。

三十六から三十八まで 削除

別表第一第四十号を次のように改める。

四十 削除

別表第一第四十四号中「第十八条第十七項」を「第十八条第十八項」に改め、同表第
四十八号を削る。

別表第二監査委員の項を削る。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

第二条 千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように
改正する。

第三十六条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

(千葉県個人情報保護審議会条例の一部改正)

第三条 千葉県個人情報保護審議会条例(令和四年千葉県条例第三十八号)の一部を次の
ように改正する。

第一条及び第三条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十三号

千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成五年千葉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（千葉県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に、「告知用ポスター等」を「選挙運動用ポスター」に改める。

第十一条から第十三条までの規定中「告知用ポスター等」を「選挙運動用ポスター」に改める。

第十四条中「ポスターを」を「選挙運動用ポスターを」に、「告知用ポスター等」を「選挙運動用ポスター」に改める。

第十五条中「告知用ポスター等」を「選挙運動用ポスター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県議会議員及び千葉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）に基づくものの項少額領収書等の写しの開示手数料の目第十九条の十六第一項の規定による開示（写しの交付による開示に限る。）の請求（県外のもの請求に限る。）に係るものの節を削り、同項収支報告書の写しの交付手数料の目を次のように改める。

収支報告書等の写しの交付手数料	第二十条の二	政令第十八条において準用する第十二条第一号	用紙一枚につき	十円
	第二項の規定による写しの交付の実施に係るもの	政令第十八条において準用する第十二条第二号に掲げる方法によるもの	光ディスク一枚につき 報告書等の写し一枚ごとに十円を加えた額	百円に収支報告書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

別表第一政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）に基づくものの項の摘要を削り、同項の次に次のように加える。

政助成法（平成六年法律第五号）に基づくもの	報告書等の写しの交付手数料	第三十条第二項の五項の規定による写	政助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号。以下この項において「政	用紙一枚につき	十円
-----------------------	---------------	-------------------	-----------------------------------	---------	----

			しの交 付の実 施に係 るもの	令」という。 第七号に 掲げる方 法によ るもの	政令第七 号に掲げ る方法に よるもの	政令第七 号に掲げ る方法に よるもの	光ディスク 一枚につ き	光ディスク 一枚につ き	百二十円に 報告書の 写し一枚 ごとに十 円を加え た額	百二十円に 報告書の 写し一枚 ごとに十 円を加え た額
--	--	--	--------------------------	--------------------------------------	------------------------------	------------------------------	--------------------	--------------------	---	---

別表第一建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づくものの項中「第三百三十七條の十二第六項」を「第三百三十七條の十二第十一項」に、「第三百三十七條の十二第七項」を「第三百三十七條の十二第十二項」に改める。

別表第三収支報告書の写しの交付手数料（写しの交付の実施に係るものに限る。）の項中「（写しの交付の実施に係るものに限る。）」を削り、同項の次に次のように加える。

報告書等の写しの交付手数料

交付の時

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、別表第一建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）に基づくものの項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の使用料及び手数料条例別表第一政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）に基づくものの項の規定は、この条例の施行の日以後にされる少額領収書の写しの開示請求に係る手数料について適用し、同日前にされた少額領収書の写しの開示請求に係る手数料については、なお従前の例による。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年千葉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改め、同条第三号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

第三条第四項中「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める。

第四条中「後期課程に限る」の下に「。以下同じ」を加える。

別表第一第一号及び第二号を削り、同表第三号中「（後期課程に限る。）」を削り、同号を同表第一号とし、同表第四号中「（後期課程に限る。）」を削り、同号を同表第二号とし、同表中第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号から第九号までを削る。

別表第二第一号中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の下に「（平成二十二年法律第十八号）」を加え、「私立高等学校等奨学のための給付金」を「私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）（特別支援学校の高等部を除く。）又は高等学校等専攻科（高等学校又は中等教育学校の専攻科をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等（同法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。以下同じ。））に対して支給する奨学のための給付金（以下「私立高等学校等奨学のための給付金」という。）」に改め、「私立高等学校等学び直し支援金」の下に「（私立の高等学校等に在学する生徒又は学生に対して支給する学び直し支援金（高

等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者のうち、知事が別に定めるところにより適当と認められた者に対して支給する支援金をいう。)をいう。以下同じ。)」を加え、同表第二号を次のように改める。

<p>二 知事</p>	<p>生活保護法による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務(以下「外国人生活保護事務」という。)であつて規則で定めるもの</p>	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの 私立高等学校等及び直し支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
-------------	--	---

別表第二第三号及び第四号を削り、同表第五号中「生活保護関係情報の」を「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)の」に、「外国人生活保護関係情報」を「生活保護法による保護等に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)」に改め、同号を同表第三号とする。

別表第三第一号中「国公立高等学校等奨学のための給付金」を「国立又は公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)又は高等学校等専攻科に在学する生徒又は学生の保護者等に対して支給する奨学のための給付金(以下「国公立高等学校等奨学のための給付金」という。)」に改め、「公立高等学校及び直し支援金」の下に「(公立の高等学校又は中等教育学校に在学する生徒に対して支給する学び直し支援金(高等学校等を退学した後)に公立の高等学校又は中等教育学校に入学した者のうち、教育委員会が別に定めるところにより適当と認められた者に対して支給する支援金をいう。)をいう。以下同じ。)」を加え、「公立高等学校等専攻科修学のための支援金」を「公立の高等学校等専攻科に在学する生徒に対して支給する修学のための支援金(以下「公立高等学校等専攻科修学のための支援金」という。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)
- 2 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成二十四年千葉県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「から第五号まで」を「及び第二号」に改める。

第三条第二号中「別表第一第六号から第九号まで」を「別表第一第三号」に改める。

議案第十六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第十六条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査(以下「健康診断等」という。）」がに、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。）」に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
------------------------------	--------------------------------------

第二十六条中「乳児又は幼児(以下「」及び「」という。）」を削る。

第二十八条第六項中「、保育士(」の下に「法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。）」の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。)」附則第十二条の規定による改正前の」を加え、「特区法」という。第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内」を「施行日前国家戦略特別区域法」という。第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域(以下「事業実施区域」という。)」内に改め、「あつては、保育士」の下に「、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)」を、「係る」の下に「改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する」を加え、「同条第二項に規定する」を「以下「」に、「をいう。以下同じ」を「」という」に改める。

第三十九条第二号、第四十七条第一項、第五十四条第二項第二号、第五十八条第一項、第六十八条第一項、第七十七条第一項、第八十二条第一項、第九十二条第一項及び第一百三十一条中「特区法第十二条の五第五項に規定する」を「認定地方公共団体の区域内又は」に改め、「あつては、保育士」の下に「、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」を加える。

（認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第二条 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年千葉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表職員資格の項基準の欄第一号中「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（同条第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。）」を「児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある場合にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士」に改める。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「又は保育士（」の下に「法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の」を加え、「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内」を「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域（以下「事業実施区域」という。）内」に改め、「は、保育士」の下に「、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）」を、「係る」の下に「改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前

国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する」を加え、「同条第二項に規定する」を「以下」に、「をいう。以下同じ」を「」という」に改める。

第七条第一項第二号中「特区法第十二条の五第五項に規定する」を「認定地方公共団体の区域内又は」に改め、「、保育士」の下に「、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」を加える。

第三十四条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（以下「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

第五十六条第一項第一号、第七十三条第一項第一号、第七十九条第一項第一号及び第八十一条の三第二項中「特区法第十二条の五第五項に規定する」を「認定地方公共団体の区域内又は」に改め、「、保育士」の下に「、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」を加える。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（同条第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。以下同じ）」を「法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（第五十三条第一項第二号において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域（第五十三条第一項第二号において「事業実施区域」という。）内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（同号において「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域

限定保育士（同号において「国家戦略特別区域限定保育士」という）に改める。

第六条第三項第三号中「幼児（」の下に「第二十九条第二項の表及び」を加える。

第二十九条第二項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（以下「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査

入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第四十三条第一項中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第五十三条第一項第二号中「特区法第十二条の五第五項に規定する」を「認定地方公共団体の区域内又は」に改め、「、保育士」の下に「、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士」を加える。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（虐待等の禁止）

第四条の二 職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第六条第三項の表の備考第一号中「第十八条の十八第一項（」を「第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の」に、「第十二条の五第五項」を「第十二条の五第三項」に、「事業実施区域内」を「事業実施区域であった区域内」に、「同条第八項において準用する場合を含む。」の登録（」を「児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録。」に改める。

第十四条第一項中「から第十三条まで」を「、第十三条」に改め、同項の表第十二条の項を削る。

(一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

第十九条第一項中「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る」を「法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下「改正法」という。)附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。)第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある一時保護施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正
する条例の制定について

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を改正
する条例

(千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部改正)

第一条 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例(昭和五十五年千葉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改める。

第六条第一項の表更生園の項中「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改める。

第二条 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県総合リハビリテーションセンター設置管理条例

第一条中「千葉県千葉リハビリテーションセンター」を「千葉県総合リハビリテーションセンター」に改める。

第二条中「千葉県千葉リハビリテーションセンター」を「千葉県総合リハビリテーションセンター」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第五条第十四項に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)を提供するサービス事業所

第三条第五号中「短期入所」の下に「、就労移行支援」を加える。

第五条の三第一項中「児童発達支援センター」の下に「、就労支援センター」を加え、同条第三項中「、第五号及び第六号」を「及び第五号」に改め、同条第四項中「、第二号、第四号及び第七号」を「及び第四号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 就労支援センターは、第二条第六号及び第七号に掲げる施設とする。

第六条第一項の表更生園の項中「（法第五条第十四項に規定する就労移行支援をいう。以下同じ。）」を削り、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 就労支援センターの就労移行支援を利用することができる者は、法第十九条第一項の規定により訓練等給付費又は特例訓練等給付費の支給の決定（就労移行支援に係るものに限る。）を受けた障害者とする。

5 就労支援センターの就労移行支援の利用に係る定員は、二十名とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十二年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例（昭和五十五年千葉県条例第三十八号）に基づくものの項中「千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例」を「千葉県総合リハビリテーションセンター設置管理条例」に改める。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年千葉県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一令第三十五条各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる営業共通の項基準の欄第五号口中「含む」の下に「。ただし、従事者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものという。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く」を加え、同号ハ中「場合」の下に「（従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。以下同じ。）」を加え、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トに掲げる基準を適用しない。

別表第一令第三十五条第一号に規定する飲食店営業の項を次のように改める。

<p>令第三十五条第一号に規定する飲食店営業</p>	<p>一 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>イ 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、約四十リットルの廃水を保管することができる貯水設備を有すること。</p> <p>ロ 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、約八十リットルの廃水を保管することができる貯水設備を有すること。</p> <p>ハ 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、約二百リットルの廃水を保管することができる貯水設備を有すること。</p> <p>二 従事者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売</p>
----------------------------	---

する場合にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。 イ 施設（全自動調理機を含む。ロ及びへにおいて同じ。）の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。 ロ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。 ハ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。 ニ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ調理後の食品に係る保管設備を有すること。 ホ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。 ヘ 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する
条例等の一部を改正する条例の制定について

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する
条例等の一部を改正する条例

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第一条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年千葉県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ある者」の下に「(指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。)を除く。)を加え、「百分の四」を「百分の十」に改め、同条第三項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の一項を加える。

(令和十二年十二月三十一日までの間における教職調整額の特例)

12 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七
令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十条の五第二項中「八千円」を「八千六百元」に、「応じて」を「応じ、学級を担任する業務その他の人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第三ロ 教育職給料表(二)の備考2中「7, 500円」を「11, 500円」に改め、同表ロ 教育職給料表(二)の備考に次のように加える。

- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額
は、この表の額に4, 000円をそれぞれ加算した額とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十五年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十三条第二項第二号中「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 教育夜間手当の目手当の額の欄」を「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(五) 教育夜間手当の目手当の額の欄」に改め、同項第三号中「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(七) 夜間学級担当手当の目手当の額の欄」を「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 夜間学級担当手当の目手当の額の欄」に改める。

附則第十一項中「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(七) 夜間学級担当手当の目手当の額の欄」を「別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 夜間学級担当手当の目手当の額の欄」に改める。

別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(一) 教員特殊業務手当の目中「七、五〇〇円」を「八、〇〇〇円」に改め、同項(三) 多学年学級担当手当の目を削り、同項(四) 教育業務連絡指導手当の目中「四」を「三」に改め、同項(五) 航海実習指導手当の目中「五」を「四」に、「第十一条の二第六項第一号」を「第十一条の二第五項第一号」に、「第十一条の二第六項第二号」を「第十一条の二第五項第二号」に改め、同項(六) 教育夜間手当の目中「(六)」を「(五)」に、「第十一条の二第七項第一号」を「第十一条の二第六項第一号」に、「第十一条の二第七項第二号」を「第十一条の二第六項第二号」に改め、同項(七) 夜間学級担当手当の目中「(七)」を「(六)」に、「第十一条の二第八項第一号」を「第十一条の二第七項第一号」に、「第十一条の二第八項第二号」を「第十一条の二第七項第二号」に、「第十一条の二第八項第三号」を「第十一条の二第七項第三号」に、「第十一条の二第八項第四号」を「第十一条の二第七項第四号」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十四年千葉県条例第三

号)の一部を次のように改正する。
附則第七項及び第八項中「当分の間」を「令和七年十二月三十一日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例に基づく教職調整額並びに職員の給与に関する条例に基づく時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第一条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(職員の修学部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「義務教育等教員特別手当」の下に「(学級を担任する業務その他の千葉県人事委員会規則で定める校務類型を分掌する教育職員に係るものにあつては、千葉県人事委員会規則で定める額を除く。)」を加える。

一 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年千葉県条例第二号) 第三条

二 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年千葉県条例第三号) 第三条

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

4 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十四項中「第七条の規定による改正後の」を削り、「第十一条の二第八項及び別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(七) 夜間学級担当手当の目」を「第十一条の二第七項及び別表第二 十八 教育事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(六) 夜間学級担当手当の目」に改める。

議案第二十号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第二号中「千葉県公安委員会規則」の下に「（以下「公安委員会規則」という。）」を加える。

第十一条中「みだりに」を「正当な理由がないのに」に改め、「つきまとい等」の下に「及び同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等」を加え、同条第一号中「その他その」の下に「現に所在する場所若しくは」を加え、「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第五号中「、電話をかけ」の下に「、文書を送付し」を加え、「その他の相互に連絡する機能を有する電気通信を送信する」を「の送信等をする」に改め、同条第八号中「又は」を削り、「図画」の下に「、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。以下同じ。）に係る記録媒体」を、「送付し」の下に「、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」を加え、同条中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）（次号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

第十一条に次の一項を加える。

2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。）の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第十三条の二第一項第三号及び第二項第三号中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

議案第二十一号

千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和七年十一月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例

千葉県水道事業給水条例（昭和三十六年千葉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号を削り、同条第三号中「私設消火栓^{せん}」を「私設消火栓」に改め、同号を同条第二号とする。

第十六条第一項中「、共用給水装置を共用する者」を削る。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「かかわらず、共用給水装置を共用する者又は」を「かかわらず、」に、「それぞれ当該共用給水装置を共用する者又は当該専用給水装置の共同使用者」を「当該共同使用者」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第四項及び第五項中「三百八十円」を「四百七十円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二十四条）

給水装置	用途	料 金	
		基本料金	従量料金
専用給水装置	一般用（次の目に掲げる用途以外の用途をいう。）	口径十三ミリメートル	使用水量一立方メートルから十立方メートルまでの一立方メートルについて 六十七円
		口径四百七十円	
		口径二十ミリメートル	
		口径千三百円	
		口径二十五ミリメートル	使用水量十立方メートルを超え二十立方メートルまでの一立方メートルについて 百七十円
		口径四十ミリメートル	
		口径七千八百六十六円	
		口径五十ミリメートル	使用水量二十立方メートルを超え四十立方メートルまでの一立方
		口径一万七千八百三十七円	メートルまでの一立方

	<p>物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四条の規定により入浴料金の価格の統制額の指定を受ける公衆浴場用</p>	<p>口径七十五ミリメートル 四万千円 口径百ミリメートル 七万九千五百三十三円 口径百五十ミリメートル 二十一万九千九百九十三円 口径二百ミリメートル 四十四万五千九百三十二円 口径二百五十ミリメートル 七十九万四千七円 口径三百ミリメートル 百二十七万二千四百四十五円 口径三百五十ミリメートル以上 局長が定める額 （共同使用（会社、工場等及びこれらの職員住宅又は飯場等を除く。以下同じ。）の場合にあつては、一世帯について四百七十円）</p>	<p>メートルについて 二百八十五円 使用水量四十立方メートルを超え百立方メートルまでの一立方メートルについて 三百八十円 使用水量百立方メートルを超え五百立方メートルまでの一立方メートルについて 四百七十一円 使用水量五百立方メートルを超える一立方メートルについて 五百十四円 （共同使用の場合にあつては、各世帯の使用水量は等量とみなし、その使用水量に一立方メートル未満の端数を生じたときは、この端数をいずれかの世帯の使用水量に加えるものとする。） 使用水量一立方メートルについて 六十七円</p>
--	---	---	--

備考 口径とは、使用する給水管の口径をいう。
附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
（適用）

2 改正後の千葉県水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る料金から適用する。